

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ソフトバンク株式会社			コード	9434
提出日	2026/5/27	異動（予定）日	2026/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に、社外取締役および社外監査役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	堀場 厚	社外取締役	○										○					有
2	越 直美	社外取締役	○										○					有
3	坂本 真樹	社外取締役	○										○					有
4	佐々木 裕子	社外取締役	○										○					有
5	唐木 秀明	社外取締役	○													○		有
6	大西 幸彦	社外取締役	○										○				新任	有
7	湯崎 英彦	社外取締役	○													○	新任	有
8	小嶋 修司	社外監査役	○										△					有
9	工藤 陽子	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	堀場厚氏が代表取締役を務める㈱堀場製作所との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は2026年3月まで当社の取引先である㈱堀場エステックの業務執行者でありました。	堀場厚氏は、1992年から現在に至るまで34年間に渡り㈱堀場製作所代表取締役を務め、グローバルに同社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有しています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任するものです。また、左記のとおり、独立役員の属性に関して該当事項がありますが、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、引き続き独立役員に指定するものです。
2	越直美氏がパートナー弁護士を務める三浦法律事務所との間に、法務アドバイス業務等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」の0.1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	越直美氏は、弁護士として国内外での豊富な知識と経験を有しているほか、地方自治体における取り組みや女性活躍推進の支援など多様な活動に携わっています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般およびリスク管理に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任するものです。また、左記のとおり、独立役員の属性に関して該当事項がありますが、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、引き続き独立役員に指定するものです。
3	坂本真樹氏が教授を務める電気通信大学との間に、技術支援・研究開発および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	坂本真樹氏は、電気通信大学の教授として情報学を専門としており、AIをはじめとするテクノロジーについて豊富な知識と経験を有しています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任するものです。また、左記のとおり、独立役員の属性に関して該当事項がありますが、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、引き続き独立役員に指定するものです。
4	佐々木裕子氏が代表取締役を務める㈱チェンジウェーブグループとの間に、研修等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」の0.1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	佐々木裕子氏は、企業の変革を志して自身の会社を創業し、数百社の企業に対して、組織変革や経営人材の育成、ビジネスケアラーに関する課題解決などの支援を行う等、豊富な経営経験を有しているほか、複数の大手企業においてダイバーシティの推進に関する有識者委員などを歴任し、企業の変革を推進しています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任するものです。また、左記のとおり、独立役員の属性に関して該当事項がありますが、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、引き続き独立役員に指定するものです。
5	該当事項はありません。	唐木秀明氏は、公認会計士として長年培った企業会計に関する豊富な知識と経験を有しています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任するものです。また、経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定するものです。

6	大西幸彦氏が代表取締役を務める三井住友カード(株)との間に、通信サービスおよび支払手数料に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」または「営業費用」の0.1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。 また、大西幸彦氏は2018年4月まで当社の借入先の一つである(株)三井住友銀行およびその親会社である(株)三井住友フィナンシャルグループの業務執行者でありましたが、退任後は業務執行に携わっておりません。	大西幸彦氏は、金融業界で培った経験と、国内のキャッシュレス決済が急速に発展する環境下における企業経営など、豊富な経営経験を有しています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任するものです。また、左記のとおり、独立役員の属性に関して該当事項がありますが、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定するものです。
7	該当事項はありません。	湯崎英彦氏は、4期16年にわたって県知事を務めた経験をはじめ、経営企画や財務戦略、組織構築、ベンチャー経営などに関するコンサルティングおよびアドバイザーなどの豊富な経験を有しています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任するものです。また、経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定するものです。
8	小嶋修司氏は2020年3月まで当社の取引先である(株)みずほフィナンシャルグループ、(株)みずほ銀行およびみずほ信託銀行(株)の業務執行者でありました。また2023年5月まで当社の取引先であるみずほドリームパートナー(株)の業務執行者でありました。	小嶋修司氏は、金融機関における人事・コンプライアンス・リスク管理に関する豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任しています。また、経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、引き続き独立役員に指定するものです。
9	工藤陽子氏は2022年6月まで当社の取引先であるEY新日本有限責任監査法人の業務執行者でありました。	工藤陽子氏は、カリフォルニア州公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識と経験を有しています。その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任しています。また、経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、引き続き独立役員に指定するものです。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- 2/2